

第3章 駅舎（ターミナル駅等）の実態

第1節 駅舎に係る法令等

1 各種法令の概要

駅舎に係る主な法令は以下のとおりであり、各法令の防火安全対策の概要を図3-1に示す。

(1) 消防法

「防火対象物」として規制を受ける。

(2) 建築基準法

「建築物」として規制を受ける。ただし、ラッチ（改札）内コンコース、プラットホーム等の部分は、建築物として取り扱わない。

(3) 鉄道営業法（鉄道に関する技術上の基準を定める省令）

「駅」としての規制を受ける。

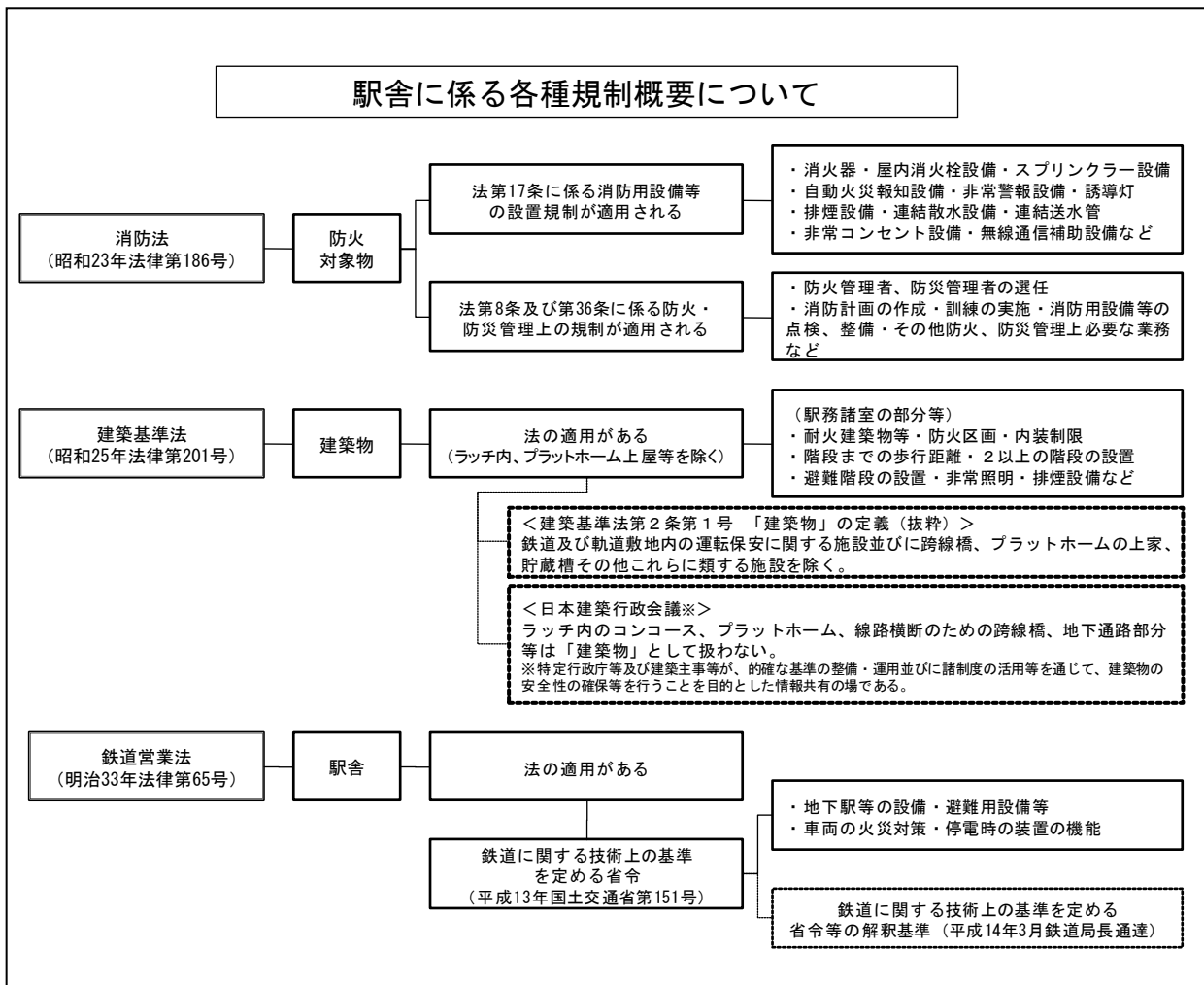


図3-1 駅舎に係る各種法令の防火安全対策概要

2 消防法令上の規制

消防法令では、消防法施行令別表第一に定める防火対象物としての用途、延床面積及び収容人員等に応じて消防用設備等の設置や防火管理者の選任等が義務付けられている。

消防法施行令別表第一に定める防火対象物は主に建築物であり、床面積も原則は建築物の床面積である。しかしながら、鉄道の駅舎については、建築基準法では改札内のコンコースやプラットフォーム等を建築物として取り扱っていないため、それらの部分は規制対象外であるのに対し、消防法では改札内の施設も含めて防火対象物として規制している。

このように、消防法と建築基準法で、駅舎における規制の範囲に関しては、ずれが生じている（図3-2）。

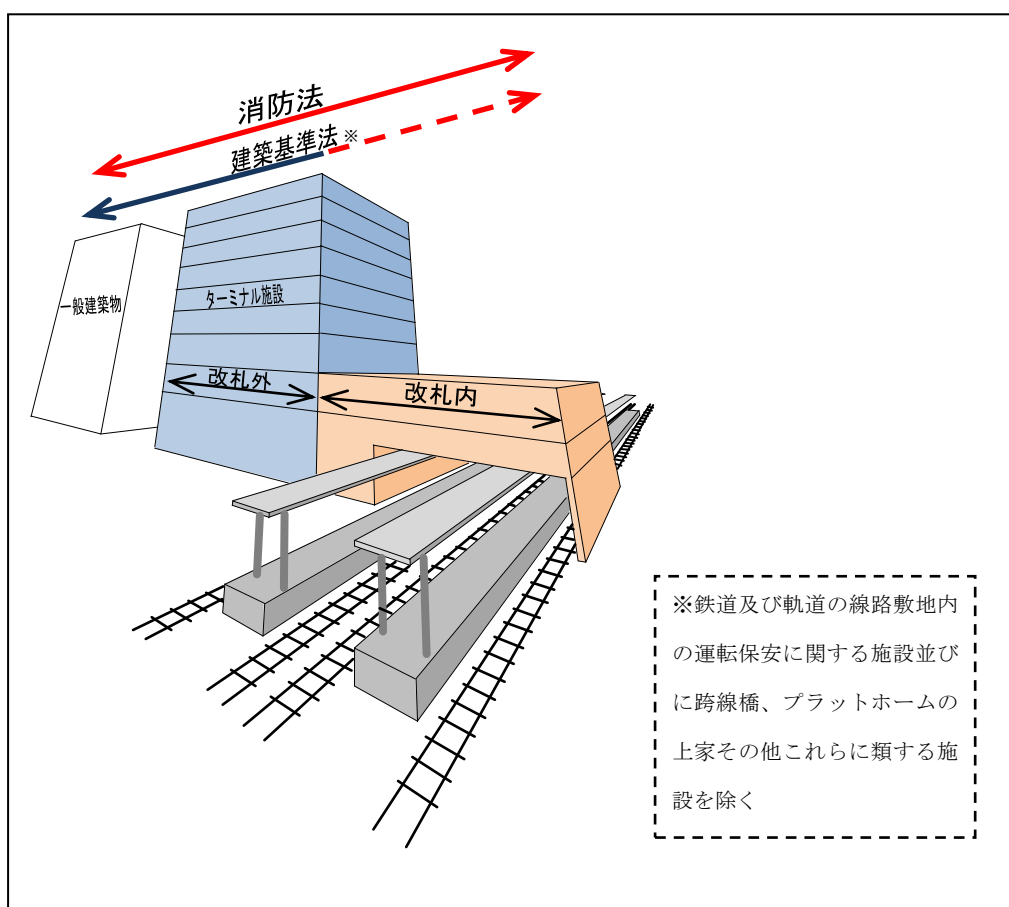


図3-2 駅舎における消防法及び建築基準法の適用概念図

(1) 防火対象物としてのターミナル駅の取り扱い

ア (10)項としての用途判定

ターミナル駅には、駅舎用途とは異なる「飲食店 ((3)項ロ)」や「物品販売店舗 ((4)項)」が設置されている場合がほとんどである。

異なる用途が混在する場合には、通常、複合用途 ((16)項イや(16)項ロ) として取り扱う

ことになるが、「主たる用途（駅舎）に機能的に従属している（以下、「機能従属」という。）」という考え方、「主たる用途との床面積の割合等により従属している部分とみなす（以下、「みなし従属」という。）」という考え方をを用いることにより、単独の駅舎用途の防火対象物（10項）として取り扱うことが可能である（図 3-3 参照）。

消防法施行令別表第一（10）項の取り扱いについて			
○消防法施行令別表第一			
(10)項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）		
○総務省消防庁通知（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）			
消防法施行令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。			
(1) 令別表第一(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の区分に応じ別表(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの			
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。			
(イ) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。			
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。			
(2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分			
区分	(イ)	(ロ)	
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所	
○東京消防庁予防事務審査・検査基準			
区分	主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分	
		勤務者、利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護所	売店、食堂、喫茶室、旅行案内所	理容室、両替所
※赤字部分は、総務省消防庁通知にある項目を示す。			

図 3-3 消防法施行令別表第一(10)項の取り扱い

実際に多くの駅舎には、飲食店、簡易販売店舗、書籍販売店、コンビニエンスストアなどの店舗が設置されているが、改札内の店舗については「機能従属」、改札外の店舗については規模に応じて、「みなし従属」を適用し、(10)項の防火対象物とし取り扱っている場合が多い。

しかし、近年は駅舎の改札内に大規模な商業施設が設けられることがあり、用途の判定について苦慮するケースが増加しつつある。

イ (10)項イとしての用途判定

大規模なターミナル駅は、駅舎に接して駅ビル等の商業施設が設置され一体となるなど、全体として特定用途を有する複合用途の防火対象物（(10)項イ）として取り扱われている場合が多い。

なお、防火上の区画を行うことなどにより、消防用設備等の設置に関してはそれぞれの区画された部分を別棟と扱い、商業施設などと切り離して駅舎部分の用途を判定している

場合もある。

(2) 防火管理及び消防用設備等に関する規制

消防法令による規制は、防火管理等のソフト面も含め全般的に飲食店や物品販売店舗などの「特定用途防火対象物」の方が厳しくなっている。その理由としては、特定用途の防火対象物は厨房等の火気の取扱いが多く出火危険が大きいこと、商品等の可燃物が多く出火した場合の被害が大きいこと、不特定多数の者が利用することなどがあげられる。

表 3-1 に示す(10)項と他の用途の主な消防用設備等の設置基準等をみると、特定用途である(3)項ロ、(4)項の方が、非特定用途である(10)項と比べ厳しい基準となっている。

スプリンクラー設備についても、消防法施行令では、特定用途の高層または大規模な建築物などに設置義務を課しており、(10)項の単独用途では、11 階以上の部分だけしかその対象とはならない。

また、ターミナル駅が(16)項イの防火対象物として取り扱われ、スプリンクラー設備の設置が義務となったとしても、表 3-2 に示すように消防法施行規則第 13 条第 3 項にスプリンクラーヘッドを設けないことができる部分が規定されており、駅舎のプラットホームやコンコース等はスプリンクラーヘッドを設ける必要はない。

実際に、法令により設置義務があるターミナル駅においてスプリンクラーヘッドが設置されている場所は、駅舎の店舗等の居室や倉庫部分に限定されている。

また、主に防火管理者の選任や非常警報設備及び避難器具の設置に係る収容人員の算定については、(10)項では従業者の数により算定することとなっており、実際の利用者の数は算定の対象となっていない。

このように、(10)項は、非特定用途として扱われることから規制が緩いと言える。

表 3-1 用途別の主な消防用設備等設置基準等

項目	用途		(10)項	(3)項ロ	(4)項	(16)項イ
			駅舎等	飲食店等	物品販売店舗又は展示場等	特定用途の複合
収容人員の算定	従業員の数		従業員の数	従業員の数＋客席の人員 (固定椅子数＋その他部分/3㎡)	従業員の数＋従業員以外の者の使用部分 (休憩、飲食部分/3㎡＋その他部分/4㎡)	各用途で算定
防火管理者 (収容人員)	50人以上 (地下駅舎は収容人員にかかわらず必要) (条例)		30人以上	30人以上	30人以上	30人以上
防火対象物 定期点検報告	非該当		防火管理者選任義務対象物 ＋(収容人員300人以上又は特定1階段対象物)	防火管理者選任義務対象物 ＋(収容人員300人以上又は特定1階段対象物)	防火管理者選任義務対象物 ＋(収容人員300人以上又は特定1階段対象物)	防火管理者選任義務対象物 ＋(収容人員300人以上又は特定1階段対象物)
防災対象物品	高層建築物(高さ31m超)の場合		全部	全部	全部	・特定用途部分のみ ・高層建築物(高さ31m超)の場合は全体
消火器	300㎡以上		150㎡以上	150㎡以上	150㎡以上	・各用途の基準による ・150㎡以上(条例)
屋内消火栓設備	700㎡(構造等により2倍、3倍)		700㎡(構造等により2倍、3倍)	700㎡(構造等により2倍、3倍)	700㎡(構造等により2倍、3倍)	・各用途の基準による ・1,000㎡(構造等により2倍、3倍)(条例)
スプリンクラー 設備	・階数11以上の階 ・地下駅舎の地階部分 (条例)		6,000㎡以上 又は階数11以上	3,000㎡以上 又は階数11以上	3,000㎡以上 又は階数11以上	・階数11以上のもの ・特定用途部分3,000㎡以上のもの、特定用途が存する階
自動火災報知 設備	・一般→500㎡以上 ・地階、無窓階又は3階以上の階→300㎡以上		・一般→300㎡以上 ・地階、無窓階→100㎡以上 ・特定1階段対象物	・300㎡以上 ・特定1階段対象物	・300㎡以上 ・特定1階段対象物 ・1,000㎡以上(条例)	・300㎡以上 ・特定1階段対象物 ・1,000㎡以上(条例)
非常警報 設備	ベル等 又は 放送設備	・全体収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員20人以上	・全体収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員20人以上	・全体収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員20人以上	・全体収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員20人以上	・全体収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員20人以上
	ベル等 及び 放送設備	・階数11以上又は地階の階数3以上 ・地下駅舎(条例)	・全体の収容人員300人以上 ・階数11以上又は地階の階数3以上	・全体の収容人員500人以上 ・階数11以上又は地階の階数3以上	・全体の収容人員300人以上 ・階数11階以上又は地階の階数3以上	・全体の収容人員300人以上 ・階数11階以上又は地階の階数3以上
避難器具	・耐火造3階以上の階、地階の収容人員50人以上 ・3階以上の階で直通階段一系統、収容人員10人以上		・耐火造3階以上の階、地階の収容人員50人以上 ・2階以上の階で直通階段一系統、収容人員10人以上	・耐火造3階以上の階、地階の収容人員50人以上 ・3階以上の階で直通階段一系統、収容人員10人以上	・2項又は3項が存する2階で直通階段一系統、収容人員10人以上 ・3階以上の階で直通階段一系統、収容人員10人以上	・2項又は3項が存する2階で直通階段一系統、収容人員10人以上 ・3階以上の階で直通階段一系統、収容人員10人以上
誘導灯	地階、無窓階、11階以上の階		全部	全部	全部	全部
排煙設備	地階、無窓階→1,000㎡以上		消防法施行令では規定なし	地階、無窓階→1,000㎡以上	地階、無窓階→1,000㎡以上	各用途の基準による
連結散水設備	地階の床面積合計700㎡以上の地階部分		地階の床面積合計700㎡以上の地階部分	地階の床面積合計700㎡以上の地階部分	地階の床面積合計700㎡以上の地階部分	地階の床面積合計700㎡以上の地階部分
連結送水管	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で6,000㎡以上 ・地階、無窓階(1・2階除く)→1,000㎡以上(条例)		・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で6,000㎡以上	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で6,000㎡以上 ・地階、無窓階(1・2階除く)→1,000㎡以上(条例)	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で6,000㎡以上 ・地階、無窓階(1・2階除く)→1,000㎡以上(条例)	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で6,000㎡以上
非常コンセント 設備	・11階以上の階		・11階以上の階	・11階以上の階	・11階以上の階	・11階以上の階
無線通信補助 設備	・地階の階数が4以上で地階の床面積合計3,000㎡以上(条例) ・地下駅舎の地階部分(条例)		地階の階数が4以上で地階の床面積合計3,000㎡以上(条例)	地階の階数が4以上で地階の床面積合計3,000㎡以上(条例)	地階の階数が4以上で地階の床面積合計3,000㎡以上(条例)	地階の階数が4以上で地階の床面積合計3,000㎡以上(条例)

※ ・条例：火災予防条例(昭和37年3月31日東京都条例第65号)、地下駅舎：車両の停車場(鉄道の用に供するものに限る。)で地階に乗降場を有するもの

・特定1階段対象物：避難階以外の階(1・2階を除く)に特定用途部分があり直通階段が1系統以下のもの

表 3-2 駅舎に係るスプリンクラーヘッドの設置を要さない部分

駅舎に係るスプリンクラーヘッドの設置を要さない部分（消防法施行規則第 13 条第 3 項）

- 一 階段（略）、浴室、便所その他これらに類する場所
- 二 通信機器室、電子計算機器室、電子顕微鏡室その他これらに類する室
- 三 エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室
- 四 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
- 五 エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分
- 六 直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
- 七から九の二 略
- 十 令別表第一(16) 項イに掲げる防火対象物で同表(10) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、乗降場並びにこれに通ずる階段及び通路
- 十の二、十一 略
- 十二 主要構造部を耐火構造とした令別表第一(16) 項イに掲げる防火対象物（地階を除く階数が十一以上のものを除く）の階（地階及び無窓階を除く）の同表(7) 項、(8) 項、(9) 項ロ又は(10) 項から(15) 項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のイ及びロに該当するもの
 - イ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m²以下であり、かつ、一の開口部の面積が 4 m²以下であること
 - ロ イの開口部には前項第一号ハに定める特定防火設備である防火戸[※]を設けたものであること

※ 随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの等

(3) 地下駅舎に関する規制

東京都においては、平成 15 年 2 月の韓国大邱市の地下鉄火災を契機として、平成 16 年 10 月、火災予防条例等の一部改正が行われ、地下駅舎の防火安全対策の強化が図られた。

- ア スプリンクラー設備の設置の義務付け
- イ 無線通信補助設備の設置の義務付け
- ウ 防災管理室の構造、機能等の維持その他必要な管理の義務付け
- エ 自衛消防組織の活動に必要な装備を備えることの義務付け
- オ 自衛消防組織の長等に対する自衛消防技術認定証の保有の義務付け
- カ 消火訓練及び避難訓練の年 2 回以上の実施の義務付け
- キ 避難口明示物及び避難方向明示物の設置の義務付け
- ク 防煙壁及び防火シャッター等の機能の保持等管理の義務付け

3 建築基準法、鉄道営業法上の規制

(1) 建築基準法におけるターミナル施設（駅舎）の取り扱い

建築基準法において、鉄道の駅舎の改札内にある運転保安に関する施設等は、図 3-1 及び図 3-2 に示しているように建築物から除かれているため、法令の規制の対象外となる。

ただし、改札内の駅務室、店舗等は運転保安に関する施設ではないことから規制の対象となり、改札内では規制の対象になっている部分と対象外の部分が混在している状態にある。さらには鉄道の駅舎は、地下駅や橋上駅など鉄道工作物内に設けられる場合も多く、建築関係法令の避難に関する規定をそのまま適用することは困難な場合もある。

また、大規模なターミナル駅では、人工地盤で複数の周辺施設と接続しているが、敷地及

び建築物としては別々のものとして扱われていたり、道路等と扱われる自由通路を設けるなどしており、建築関係法令上の取り扱いが複雑なものもある。

このように、駅舎は一般の建築物と異なり、特殊な建築物であると言える。店舗等の居室部分には排煙設備や非常照明などの建築関係法令の防火に関する規定は適用されているが、避難階段の設置等の一部の規定は対象外となっていると思われる。

表 3-3 ターミナル施設の建築関係法令上の主な防火規定

法規制	内容
建築基準法上の分類 (法別表第1)	該当なし
耐火・準耐火建築物 (法 27、61、62)	<ul style="list-style-type: none"> ・防火地域内→耐火 (階数 2 以下で延 100 m²以下は準耐火) ・準防火地域→準耐火 (階数 3 以下、延 500~1,500 m²) <li style="padding-left: 40px;">耐火 (階数 4 以上、延 1,500 m²以上)
防火区画 (令 112)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物→1,500 m²ごと、堅穴区画 ・準耐火建築物→500 m²、1,000 m²ごと
内装不燃化 (令 128 の 4、129)	<ul style="list-style-type: none"> ・階数 1 で延 3,000 m²、階数 2 で延 1,000 m²、階数 3 で延 500 m² <li style="padding-left: 40px;">→居室 (難燃)、廊下 (準不燃) ・無窓居室・火気使用室→準不燃
避難関係 (令 23・24、120~123)	<ul style="list-style-type: none"> ・直通階段までの歩行距離 <li style="padding-left: 40px;">→主要構造耐火・不燃 50m (内装不燃 60m)、その他 40m ・2 以上の直通階段の設置→6 階以上 ・避難階段→地上 5 階以上、地下 2 階以下 ・階段の幅等→幅 120 cm、蹴上げ 20 cm、踏面 24 cm、踊場 4m 以内ごと
非常照明 (令 126 の 4)	階数 3 以上で延 500 m ² 以上
排煙設備 (令 126 の 2)	階数 3 以上で延 500 m ² 以上、無窓居室
非常用進入口 (令 126 の 6)	3 階以上の階

(2) 鉄道に関する火災対策基準

ア 鉄道に関する火災対策基準の主な変遷

鉄道の火災対策基準は、鉄道に関する火災事故等を契機として鉄道関係部局の通達や法令等により定められている。主な変遷は表 3-4 のとおりで、現在は、鉄道営業法に基づき制定された「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」(平成 13 年 12 月)に、駅舎等の施設の一般的な基準などとともに規定されている。

表 3-4 鉄道に関する火災対策基準の主な変遷

年	変遷内容
昭和 31 年	<p>(車両) 南海鉄道高野線で発生した列車事故(昭和 31 年 5 月)を契機として、電車の不燃化の検討が進められ、車両の部位別に使用できる材料の防火性能が通達された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電車の火災対策について」(昭和 31 年 6 月 15 日) ・「電車の火災対策に関する処理方について」(昭和 35 年 1 月 25 日)
昭和 32 年	<p>(車両) 地下線を運転する車両に対する火災対策が強化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電車の火災事故対策に関する処理方の一部改正について」(昭和 32 年 12 月 18 日)
昭和 43 年	<p>(車両) 昭和 43 年 1 月に営団日比谷線で列車火災事故が発生したことから、電車の不燃化対策が再検討され、電熱等を発生する機器に対する防護、使用材料の燃焼性試験の方法等が明確化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電車の火災事故対策について」(昭和 44 年 5 月 15 日)
昭和 47 年	<p>(車両) 国鉄北陸トンネルにおける列車火災事故(昭和 47 年 11 月)を契機として、山岳トンネルを運転する車両に対する基準が強化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電車の火災事故対策の一部改正について」(昭和 48 年 10 月 11 日)
	<p>(駅及びトンネル) 国鉄北陸トンネルにおける列車火災事故を契機として、地下駅及びトンネルの火災対策の検討が進められ、建造物の不燃化をはじめ、防火管理室、二方向避難路等の整備が規定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下鉄道の火災対策の基準について」(昭和 50 年 1 月 30 日) ・「地下鉄道の火災対策の基準の取扱いについて」(昭和 50 年 2 月 14 日)
	<p>(駅及びトンネル) 地下鉄道の排煙対策について検討し、排煙設備の設計方法等が通達された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地下鉄道の火災対策の基準の取扱いの改正について」(昭和 57 年 4 月 15 日)
昭和 62 年	<p>国鉄分割民営化に伴い、関係省令の整備を図り、火災対策基準は省令に規定されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「普通鉄道構造規則」(昭和 62 年 3 月 2 日) ・「車両に係る普通鉄道構造規則及び特殊鉄道構造規則の運用等について」(昭和 62 年 4 月 1 日)
平成 13 年	<p>仕様規定として鉄道の種類ごとに規定されていた基準を「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」(平成 13 年 12 月)として一本化し性能規定化されたため、火災対策に関する具体的基準は、省令の解釈基準として従前どおりの内容が規定されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準」(平成 14 年 3 月 8 日)
平成 15 年	<p>平成 15 年 2 月に発生した韓国大邱市の地下鉄火災事故を契機として、地下鉄道の火災対策基準の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について」(平成 16 年 12 月 27 日)

「地下鉄道の火災対策検討会報告書」(平成 16 年 3 月地下鉄道の火災対策検討会)をもとに作成

イ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令

鉄道に関する技術上の基準を定める省令（以下、「鉄道省令」という。）は、平成 10 年 11 月運輸技術審議会からの「技術基準の性能規定化の必要性がある。」との答申を受け、普通鉄道構造規則などの旧省令を統合して平成 13 年に制定されたものである。

この鉄道省令は、鉄道の輸送の用に供する施設及び車両の構造及び技術上の基準を定めたものであり、具体的な内容は国土交通省の通達「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準」（以下「解釈基準」という。）に定められている。解釈基準自体は強制力がなく、鉄道事業者は解釈基準を参考にして鉄道省令に規定する実施基準を策定し、地方運輸局長等へ届出ることが義務付けられている。

また、鉄道省令の火災対策基準の主なものは次のとおりである。

第 29 条（地下駅等の設備）

主として地下式構造の鉄道の駅であって地下にあるもの及びこれに接続するトンネル並びに長大なトンネル（以下「地下駅等」という。）には、必要な換気量に応じた換気設備を設けなければならない。ただし、十分な自然換気が得られるものにあつては、この限りでない。

2 地下駅等には、施設の状況に応じ、必要な消火設備、避難設備その他の火災対策設備を設けなければならない。

第 32 条（避難用設備等）

線路は、事故が発生した場合その他の緊急の場合に避難しようとする旅客が安全に歩行することが可能なものでなければならない。ただし、施設の状況に応じ、相当の避難設備を設けた場合は、この限りでない。

第 83 条（車両の火災対策）

車両の電線は、混触、機器の発熱等による火災発生を防ぐことができるものでなければならない。

2 アーク又は熱を発生するおそれのある機器は、適切な保護措置が取られたものでなければならない。

3 旅客車の車体は、予想される火災の発生及び延焼を防ぐことができる構造及び材質でなければならない。

4 機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務員が執務する車室を有する貨物車には、火災が発生した場合に初期消火ができる設備を設けなければならない。

第 85 条（停電時の装置の機能）

運転及び旅客の安全を確保するため必要な装置は、主たる電源の供給が断たれた場合においても一定時間機能するものでなければならない。

このように、駅舎に関する火災対策基準は地下駅舎の設備に関するものだけである。この鉄道省令に対する解釈基準は平成 16 年に見直しがなされ、避難設備、排煙設備及び消防用設備等について具体的な火災対策が示されている。一般の駅舎については、建築基準法では建築物から除かれている改札内の運転保安に関する施設等の構造、プラットホームの幅や長さなどの基準が定められているが、防火に関するものはほとんど規定されていない。

一般の駅舎に関して言うと、消防法は建築基準法と密接な関係にあるが、鉄道関係の法律とは必ずしも密接な関係にあるとは言えない。

第2節 施設に関する駅舎の実態

1 鉄道事業者等の実態

東京都内に駅を有する主な鉄道事業者の状況は表3-5のとおりであり、17事業者により77路線の鉄道が運行されている。駅舎の数は794駅に及ぶが、複数の路線が乗り入れる巨大な駅や無人駅、地下駅や地上駅など、規模及び形態は様々である。

表3-5 東京都内の鉄道事業者、路線及び駅の状況

事業者名	路線数	路線名	駅数
東日本旅客鉄道	22	東海道線・中央線・宇都宮線・京浜東北線・常磐線 総武線・山手線・南武線・武蔵野線・横浜線・八高線 青梅線・五日市線・埼京線・高崎線・京葉線 湘南新宿ライン・東北新幹線・上越新幹線・長野新幹線 秋田新幹線・山形新幹線	140
東海旅客鉄道	1	東海道新幹線	2
東京都交通局	5	都営浅草線・都営三田線・都営新宿線・都営大江戸線 都営日暮里・舎人ライナー	118
東京地下鉄	9	銀座線・丸ノ内線・日比谷線・東西線・千代田線 有楽町線・半蔵門線・南北線・副都心線	172
京浜急行電鉄	2	京浜急行本線・空港線	19
小田急電鉄	2	小田原線・多摩線	23
京王電鉄	6	京王線・高尾線・動物園線・相模原線・競馬場線 井の頭線	66
東京急行電鉄	7	東横線・目黒線・池上線・大井町線・世田谷線 田園都市線・東急多摩川線	75
西武鉄道	10	新宿線・池袋線・豊島線・山口線・西武園線・国分寺線 多摩湖線・多摩川線・拝島線・西武有楽町線	71
東武鉄道	4	伊勢崎線・亀戸線・大師線・東上線	28
京成電鉄	3	京成本線・押上線・金町線	19
北総鉄道	1	北総線	1
多摩都市 モノレール	1	多摩都市モノレール線	19
ゆりかもめ	1	東京臨海新交通臨海線	16
東京臨海高速鉄道	1	りんかい線	8
首都圏新都市鉄道	1	つくばエクスプレス	7
東京モノレール	1	東京モノレール羽田線	10
合計	77		794

※ 路面電車及びケーブルカーは除く

2 ターミナル駅の実態

(1) 他路線への乗り換えが可能な駅舎数

大都市交通センサス首都圏報告書(平成19年3月)¹によると、東京消防庁管内には、他路線への乗り換えが可能な駅が152駅(箇所)ある。これらの中には、同一鉄道事業者の路

¹ 平成19年3月 国土交通省 「平成17年大都市交通センサス 首都圏報告書」

首都圏、中京圏及び近畿圏の三大都市圏における公共交通施策の検討に資する基礎資料を提供することを目的として5年ごとに実施している。

線の乗り換えのみの駅、複数の鉄道事業者の路線が乗り入れている巨大な駅など大小様々なものが存在している。

また、乗換えのパターンも様々であり、駅構外を経由して近接した駅に乗り換えるもの、連絡改札口を介して接続するもの、地下駅と地上駅で乗り換えるもの、跨線橋やコンコースを経由して同一事業者の他の路線に乗り換えるものなどがある。

改札内に大規模な商業施設が設置されていることが多いのは、「改札内で他の路線に乗り換えができる地上の駅（以下、「地上ターミナル駅」という。）」であり、東京消防庁管内には、地上ターミナル駅が51駅（箇所）存在している。

表 3-6 東京消防庁管内の乗換可能駅数

乗換可能駅の種別	駅数	駅名
改札内で乗り換えができる地上駅 (地上ターミナル駅)	51	東京駅、品川駅、新宿駅、明大前駅 など
上記以外	101	表参道駅、原宿駅など
合計	152	

※大都市交通センサス首都圏報告書(平成19年3月)の鉄道ターミナル数をもとに作成

(2) 地上ターミナル駅の実態

路線数、防火対象物としての延べ面積及び用途の割合は図 3-4、3-5 のとおりである。

ア 路線数

6割以上が2路線が乗り入れている駅となっている。残りの約4割は3路線以上が乗り入れている駅であり、改札内に大規模な商業施設が設けられているターミナル駅はこの中に含まれている。

イ 延べ面積

地上ターミナル駅の7割近くが2,000㎡以上であり、1万㎡を超えるものも3割近くある。なお、開放性の高いホームは防火対象物としての床面積に算入されないため、地上の駅舎の場合ホーム部分は床面積に算入されないことが多い。

ウ 用途

駐車場（単独用途の駅舎）となっている駅が約4割であるのに対し、特定用途の複合となっている駅が5割強となっている。

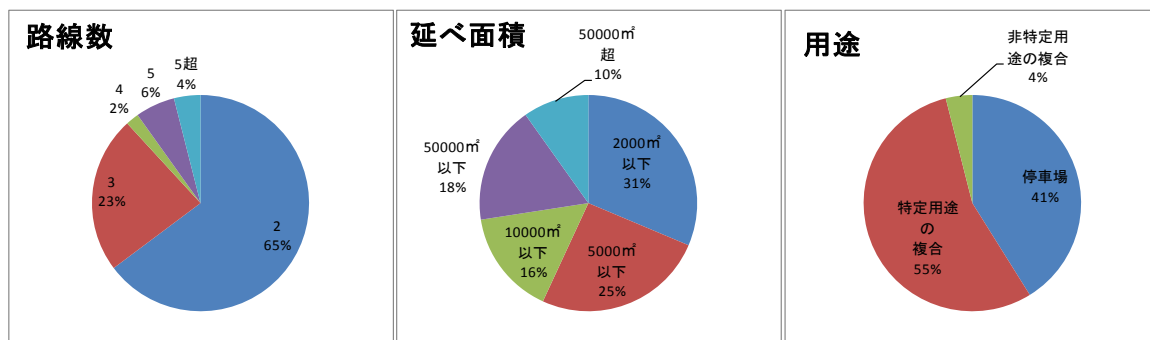


図 3-4 地上ターミナル駅の路線数、延べ面積及び用途の割合

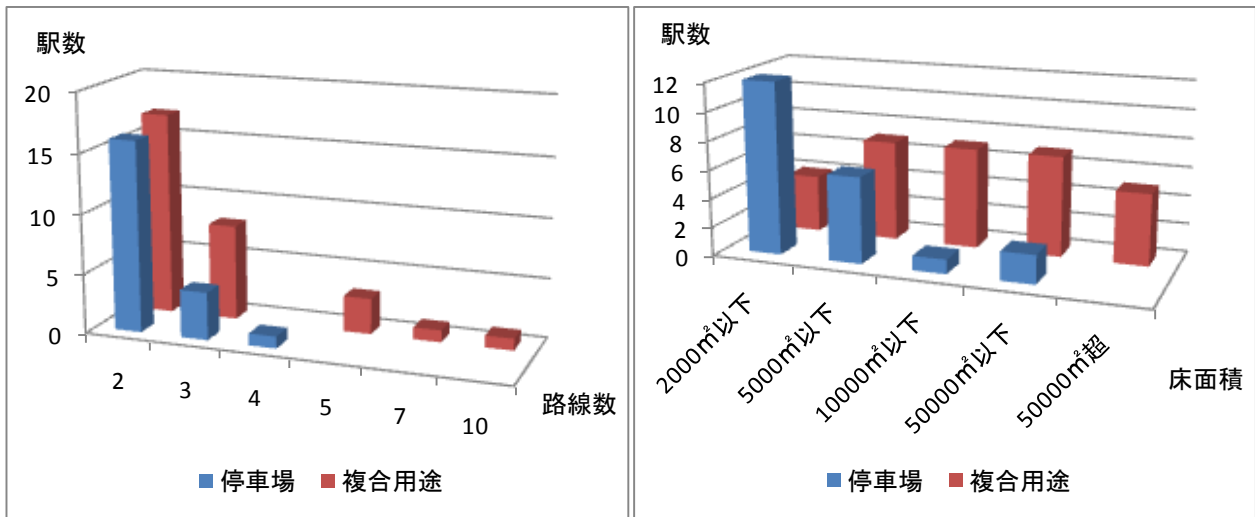


図 3-5 地上ターミナル駅の用途別の路線数及び延べ床面積

(3) 乗換可能駅の乗換人員等の状況

都内の乗換可能駅における乗換人員等を表 3-7 に示す。

乗換え人員は、約 12 万人／日から約 59 万人／日に及び、駅利用者の 9 割近くが乗換であるターミナル駅も存在している。乗り換え人員の割合が高いターミナル駅では、改札を通る人数をはるかに上回る人の流動が改札内に発生していると推測される。

表 3-7 ターミナル駅別の乗換え人員と利用人員（上位 10 ターミナル）

順位	ターミナル駅	乗換え人員(人・片道)		利用人員(人・片道)		乗換え人員の割合%	
		終日	ピーク 1 時間	終日	ピーク 1 時間	終日	ピーク 1 時間
1	新宿関連	591,760	260,266	891,284	410,330	66.4%	63.4%
2	池袋	490,196	234,722	635,654	286,741	77.1%	81.9%
3	東京関連	287,958	148,750	541,303	279,135	53.2%	53.3%
4	渋谷	285,749	125,529	446,311	185,263	64.0%	67.8%
5	上野	218,973	107,602	273,448	137,666	80.1%	78.2%
6	秋葉原関連	211,932	99,797	282,620	133,952	75.0%	74.5%
7	品川	178,954	91,056	308,142	159,286	58.1%	57.2%
8	日暮里	149,608	78,347	169,531	89,188	88.2%	87.8%
9	北千住	128,652	65,222	157,472	79,115	81.7%	82.4%
10	赤羽	120,063	61,582	172,600	88,809	69.6%	69.3%

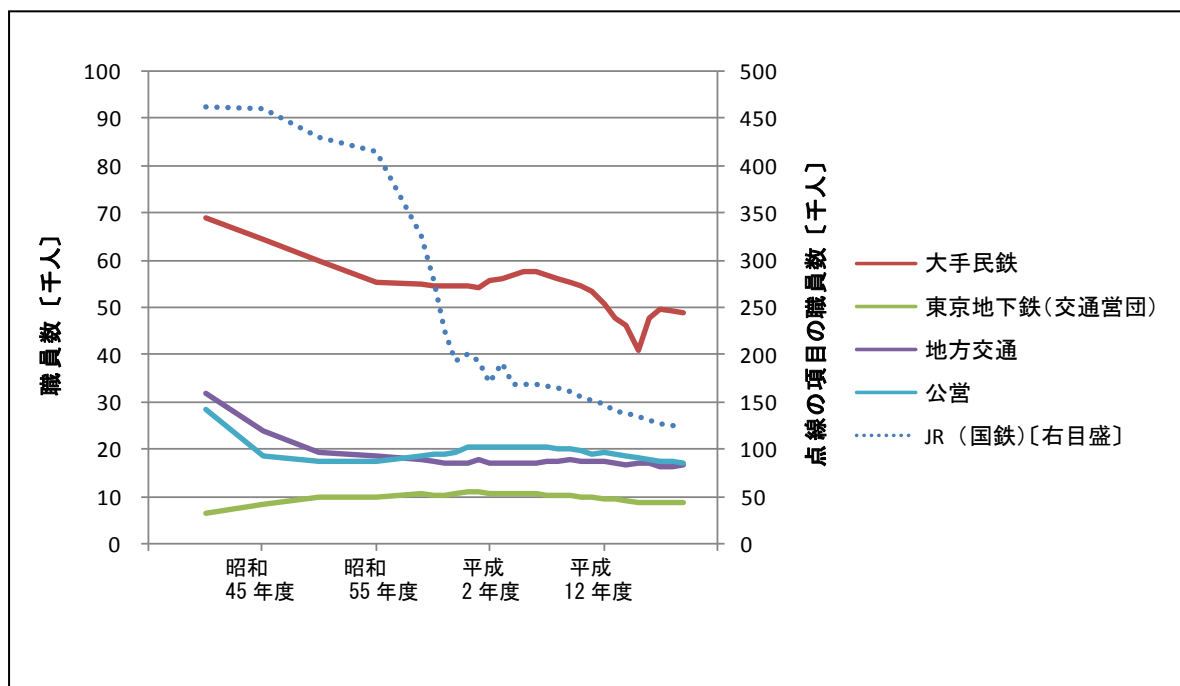
※ 平成 17 年大都市交通センサス 首都圏報告書をもとに作成
 データは定期券利用者の調査結果を使用している。
 鉄道ターミナル：複数の路線の駅群が近接し一体となって 1 つのターミナルを構成しているもの
 ピーク 1 時間：7:00～9:59 のうち最も多い時間帯
 利用人員：初乗り人員、最終降車人員、乗換え人員の合計

第3節 業務等に関する駅舎の実態

1 職員数の推移

資料²をもとに、昭和40年度から平成19年度までの各鉄道会社（全国）の職員数の推移をグラフ化した。

全体として職員数は減少傾向である。すべての鉄道事業者について職員数を合計すると、昭和40年度から平成19年度までの間に職員数はほぼ3分の1に減少していることが分かる。



※「数字で見る鉄道2009」p.99の数値を使用して作成した。

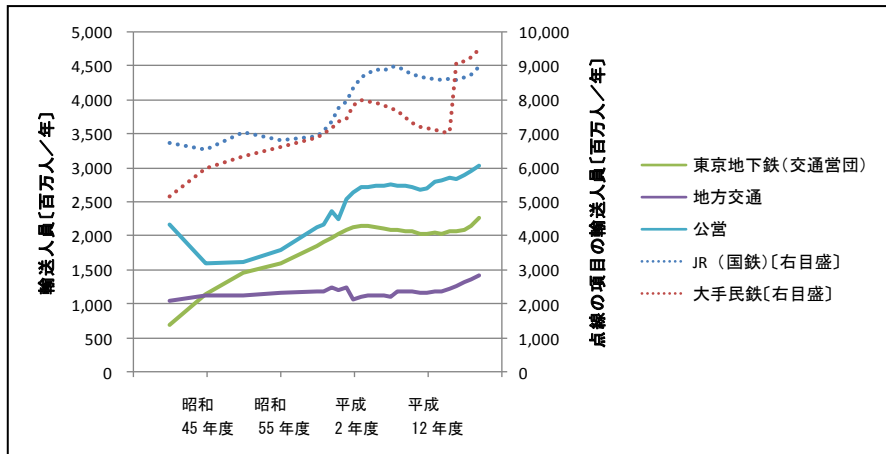
大手民鉄の平成16年度以降の数値は東京地下鉄を含む。

図3-6 鉄道事業者の職員数の推移

また、鉄道事業者の職員数が減少する一方で輸送人員数は、増加している（図3-7）。

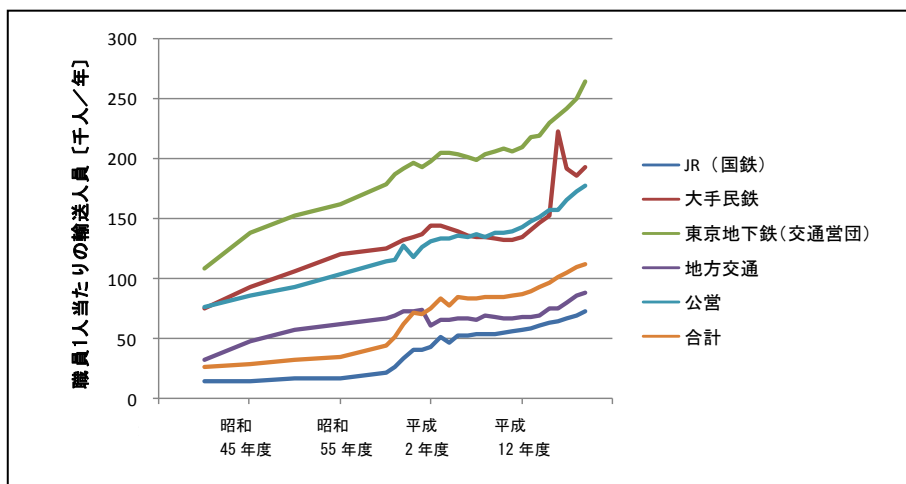
輸送人員数を職員数で割ることにより、職員1人当たりの輸送人員数を算出し、その推移をグラフにすると、図3-8のようになる。このグラフから鉄道事業全体として職員1人当たりの輸送人員は増加傾向であることが分かる。さらに、東京地下鉄の職員1人当たりの輸送人員数が多く、地方交通のものは少ないことなどから推測すると、都市部の交通機関ほど職員1人当たりの輸送人員が大きい傾向があるといえる。

² 国土交通省鉄道局 監修「数字で見る鉄道2009」財団法人運輸政策研究機構、平成21年10月発行



※「数字で見る鉄道 2009」 p.13 の数値を使用して作成
 大手民鉄の平成 16 年度以降の数値は東京地下鉄を含む。

図 3-7 鉄道事業者による輸送人員数の推移



※「数字で見る鉄道 2009」 p.13 及び p.99 の数値を使用して作成
 大手民鉄の平成 16 年度以降の数値は東京地下鉄を含む。

図 3-8 職員 1 人当たりの輸送人員数の推移

2 駅構内の商業施設の状況

鉄道事業者の駅構内施設を活用した事業の発展状況から、間接的に駅の可燃物量の状況が推測できる。

(1) 駅構内を活用した事業の営業収益の推移

東京に路線を持つある鉄道事業者の有価証券報告書をもとに、平成 15 年度から 20 年度までの事業区別の営業収益の変化を示すグラフを作成した。

このグラフから、駅ビルや周辺施設に係る事業と駅構内施設を活用した事業の規模が年々増加していることが分かる。

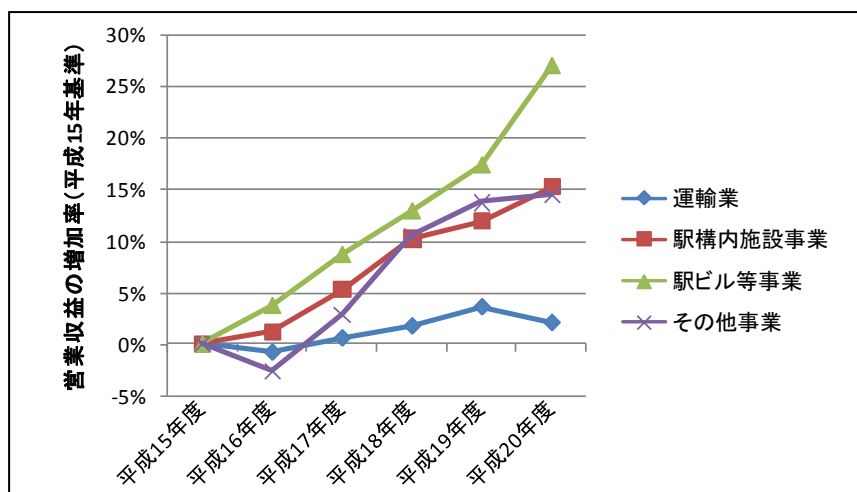


図 3-9 ある鉄道事業者の事業区分別の営業収益の推移³

(2) 駅構内のショッピングモールの新設

東京都内の駅の構内に作られたショッピングモールの開業年と店舗数を各鉄道事業者のホームページなどの情報をもとに作成した。

2000年代に入り、駅構内や改札内に複数の店舗がまとめて作られている事例が多数あることが分かる。また、駅利用者の改札内の滞留時間は、店舗の充実に伴い年々増加傾向にあることを示すアンケート調査結果もある⁴。

表 3-8 東京都内の駅の構内に作られたショッピングモール

	開業年	店舗数	業 種
A 駅	2001	15(15)	飲食店（軽飲食、居酒屋）、物販店（食品、書籍、ドラッグストア）等
B 駅	2002	24(20)	飲食店（軽飲食、レストラン）、物販店（食品、書籍、ドラッグストア、衣料品、コンビニ）等
C 駅	2002	6(5)	飲食店（軽飲食）、物販店（食品）、靴修理等
D 駅	2005	27(6)	飲食店（軽飲食、レストラン）、物販店（食品、衣料品、化粧品、宝飾品）、美容室等
E 駅	2005	46(46)	飲食店（軽飲食、レストラン）、物販店（食品、雑貨、書籍）等
F 駅	2007	8(8)	飲食店（軽飲食）、物販店（コンビニ、書店）等
G 駅	2007	27(21)	飲食店（軽飲食）、物販店（コンビニ、書店、化粧品）等
H 駅	2007	92(29)	飲食店（軽飲食、レストラン）、物販店（食品、雑貨、書籍）、診療所、保育所等
I 駅	2007	47(47)	飲食店（レストラン）、物販店（食品、雑貨）等
J 駅	2008	15(15)	飲食店（軽飲食）、物販店（食品、書籍）等
K 駅	2009	5	飲食店（軽飲食）、物販店（衣料品、宝飾品、ドラッグストア）等
L 駅	2009	39	飲食店（軽飲食、レストラン）、物販店（食品、衣料品、化粧品、宝飾品）、美容室等

※ 店舗数欄の()内の数字は改札内の店舗数である。業種欄の物販店とは、物品販売店舗を示している。

³ 有価証券報告書をもとに作成した。

⁴ 中人美香「東京圏における駅を中心とした移動と消費に関する調査研究」JR EAST Technical Review No. 24, pp. 15-22

3 鉄道駅舎のバリアフリー化の状況

(1) バリアフリー新法等

平成 12 年に鉄道駅等、公共交通機関の旅客施設の新設と大規模改築、あるいは新車両の導入などの際にバリアフリー化が義務付けられた。この法律が、通称「交通バリアフリー法」と呼ばれるもので、正式名称は「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年法律 68 号）である。既存施設については改良の努力規定とされている。

この交通バリアフリー法は、平成 18 年に「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」とを一本化した新法に統合された。この法律の正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）であり、「バリアフリー新法」と呼ばれている。

この法律は、「どこでも、だれでも、自由に使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化、施設間の経路の一体的かつ連続的なバリアフリー化の促進等に加えて、バリアフリーの促進、高齢者や障害者等関係者の参画による段階的な発展を目指すスパイラルアップの導入等の施策が盛り込まれている。エレベーターの設置や段差解消、点字ブロックの設置などのハード面だけでなく、ソフト面の施策も充実させることにより、ユニバーサル社会の実現を目指したものである。

鉄道の駅舎については、1 日当たりの平均利用者数が 5,000 人以上の駅のうち、高低差が 5m 以上の駅について、2010 年までにエレベータ又はエスカレータを設置することが基本方針における目標とされた。平成 20 年度末における段差解消の対応状況⁵は利用者数 5,000 人以上の駅では 78%、全ての駅では 45% であり、今後も増加していくものと思われる。

(2) 「10年後の東京」への実行プログラム

東京が近未来に向け、都市インフラだけでなく、環境、安全、福祉、文化など様々な分野で、より高いレベルの成長を遂げていく姿を描いた計画であり、平成 18 年 12 月に策定された後、毎年度、改定されている。

平成 22 年 1 月に策定された『「10年後の東京」への実行プログラム 2010』では、「ユニバーサルデザインのまちづくり」に関して、駅等の個々のユニバーサルデザインの取組は進んでいるとして、「一体的・面的な取組を一層拡大し、連続性を確保」することを改定のポイントとしている。

また、10年後の目標には、「駅を中心としたまちのバリアフリー化、安全対策が完了」を掲げている。

⁵ 国土交通省ホームページ「平成 20 年度末鉄軌道駅における段差解消に向けた対応状況について」http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/tetudou/tetudou_barrier/data/eves/r1_bf_001.pdf より

第4節 駅舎の防火対策等の実態

1 防火管理等のソフト対策の状況

主なターミナル駅の防火管理者の選任状況、消防計画の作成状況等については次のとおりであり、詳細については表 3-9、3-10 に整理した。

(1) 防火管理者の選任等

ア 防火管理者の選任等（防火管理の実施）

一定規模以上の収容人員を有する防火対象物では、防火管理者を選任して防火管理業務を行わせることが義務付けられている。防火管理者の選任を要する収容人員は、用途が(10)項である場合と(16)項イである場合とで異なるが（P21 表 3-1 参照）、(16)項イの防火対象物の方が厳しい条件となっている。(16)項イの用途のターミナル駅が防火管理者の選任を要する場合には、鉄道関係施設からのほかに、各店舗からも防火管理者を選任する必要がある。

なお、改札内に設置された店舗の防火管理者には、駅長が選任されている場合や、各店舗の店長等が選任されている場合がある。

イ 統括防火管理者の選任等（共同防火管理の実施）

管理について権原が分かれている建物では、各管理権原者がその相互間において防火管理上必要な事項（統括防火管理者の選任を含む）を協議し、共同で防火管理を行うことが義務付けられている。

ターミナル駅は、管理権原が分かれている場合が多く、統括防火管理者の選任等、共同した防火管理が実施されている場合が多い。

ウ 総合防火管理協議会の設置

管理について権原が分かれ、2以上の防火対象物によって形成される防火対象物群で、防火対象物相互で防火管理に関する連絡、協調を図らせる必要がある場合には、行政指導として、総合防火管理協議会の設置を指導している。

周辺施設と連絡しているターミナル駅は、設置指導の対象となる場合が多いため、総合防火管理協議会が設置され、総合防火管理協議事項が定められている場合がある。

(2) 消防計画の作成状況

防火管理者等は、消防計画に基づき防火管理業務を行うため、各駅の実態に応じた消防計画を作成している。

表 3-10 に整理した内容は、主なターミナル駅の消防計画に定められている事項のうち、「通報」、「避難誘導」、「訓練」、「避難施設」、「火気の管理」等に関する内容の一部を抜粋したものである。

これらの内容については、各駅の大きな違いは見られないが、地下駅舎では、韓国大邱市の地下鉄火災後に、列車の火災やホーム売店の火災等の想定ごとの「対応マニュアル」を作成している。

表 3-9 主なターミナル駅の防火管理等状況等

		A 駅 (A社)	A 駅 (B社)	B 駅 (C社)	B 駅 (D社)	C 駅	D 駅 (地下鉄)	E 駅 (地下鉄)
防火 管 理 者 (法 8)	駅	副駅長	助 役	駅 長	総務課長	副駅長	助 役	助 役
	店 舗 (改札内)	各店舗店長等	各店舗店長等	駅 長	各店舗店長等	副駅長(売店等)、 副店長(商業施設)	各店舗店長等	な し
	店 舗 (改札外)	各店舗店長等	各店舗店長等	各店舗店長等	各店舗店長等	各店舗店長等	各店舗店長等	各店舗店長等
共 同 防 火 管 理 (法 8 の 2)	協 議 会	設置有り	設置有り	設置有り	設置有り	設置有り	設置有り	設置有り
	統括防火 管 理 者	助 役	防災センター所長	副駅長	総務室長	商業施設の 副店長	駅務管区長	首席助役
	構 成	A 駅及びA 駅構内 各店舗等 (A社管理部分)	A 駅及びA 駅構内 各店舗等 (B社管理部分)	B 駅及び各事業所 (商業施設等)	B 駅及び各事業所 (事務所・ 共同住宅等)	C 駅、C 駅構内 商業施設 及びホテル等	D 駅及びD 駅構内 各店舗等	E 駅及びE 駅構内 各店舗等
総 合 防 火 管 理 等 (行政指導)	名 称 ・ 構 成 等	A 駅総合防火管理連絡会 ・ A 駅及び隣接する周辺施設 (商業施設ビル、地下街等)		B 駅地区総合防火管理協議連絡会 ・ B 駅及び隣接する周辺施設 (商業施設ビル等)		C 駅総合共同防火 管理協議会 ・ C 駅及び隣接する 周辺施設 (商業施設ビル等)	—	E 駅地下街等共同 防火管理協議会 ・ E 駅及び隣接する 周辺施設 (商業施設ビル、他社 鉄道駅、地下街等)

表 3-10 主なターミナル駅の消防計画の内容

	通報	避難誘導	防火区画等	訓練	避難施設・防火設備	火気管理	収容人員の管理	その他
A 駅	<ul style="list-style-type: none"> 発見者 119 番通報及び防災管理室に速報 防災管理室要員 自火報表示確認時は現場確認後 119 番通報 別紙マニュアル <ul style="list-style-type: none"> 運行指令所 乗務員・駅務員からの火災情報を受け、119 番通報 	<ul style="list-style-type: none"> 状況により、構内利用者の混乱防止のため、手動で暗号文を放送 出火階及びその上階を優先 エレベーター避難は原則禁止 別紙マニュアル <ul style="list-style-type: none"> 火災駅は通過し、次駅で停車 自動改札口一斉開放、入場規制、乗車券販売停止等の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 防火戸、防火シャッター等の閉鎖 排煙設備の起動 	<ul style="list-style-type: none"> 消火、通報、避難訓練 年 3 回 総合訓練 年 2 回（店舗と合同で実施） 自衛消防隊員以外の従業員（アルバイト等含む）は半数以上参加させる 	<ul style="list-style-type: none"> 避難口、階段、通路等に避難の障害になる物品存置等の禁止 防火戸、防煙壁、明示物の機能保持 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙場所の指定 駅職員等休憩所 フードコート内 火気設備等使用禁止場所 駅構内全箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は避難経路の確保、誘導員の配置等の措置を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 各店舗等の任務分担は各事業所の消防計画で定める
B 駅	<ul style="list-style-type: none"> 発見者 119 番通報及び防災センターに速報 防災センター勤務員 自火報表示確認時は現場確認後 119 番通報 	<ul style="list-style-type: none"> 避難が必要な階に避難誘導放送 出火階及びその上階を優先 エレベーター避難は原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 防火戸、防火シャッター等の閉鎖 排煙設備の起動 	<ul style="list-style-type: none"> 部分訓練 年 2 回 総合訓練 年 2 回 	<ul style="list-style-type: none"> 避難口、階段、通路等に避難の障害になる物品存置等の禁止 防火戸の機能保持 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙場所の指定 屋上喫煙コーナー 各階喫煙室 火気設備等使用禁止場所 厨房、休憩室及び給湯室以外の全箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は避難経路の確保、誘導員の配置等の措置を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 協議事項で災害時の指揮分担を駅舎棟は駅長、商業施設棟は商業施設の代表者と決めている
C 駅 (A 社)	<ul style="list-style-type: none"> 発見者 119 番通報及び防災センターに速報 防災センター勤務員 自火報表示確認時は現場確認後 119 番通報 	<ul style="list-style-type: none"> 出火階及びその上階を優先 エレベーター避難は原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 防火戸、防火シャッター等の閉鎖 排煙設備の起動 	<ul style="list-style-type: none"> 消火、通報、避難訓練 年 2 回 総合訓練 年 1 回 自衛消防隊員以外の従業員（アルバイト等含む）は 1/5 以上参加させる 	<ul style="list-style-type: none"> 避難口、階段、通路等に避難の障害になる物品存置等の禁止 防火戸の機能保持 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙場所の指定 指定個所以外 禁煙 火気設備等使用禁止場所 厨房、給湯室以外の全箇所 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 防災センター 3 か所 各店舗等の任務分担は各事業所の消防計画で定める
C 駅 (B 社)	<ul style="list-style-type: none"> 発見者 119 番通報及び防災センターに速報 防災センター勤務員 自火報表示確認時は現場確認後 119 番通報 	<ul style="list-style-type: none"> 出火階及びその上階を優先 エレベーター避難は原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 防火戸、防火シャッター等の閉鎖 排煙設備の起動 	<ul style="list-style-type: none"> 消火・通報・避難訓練 年 2 回 総合訓練 年 2 回 自衛消防隊員以外の従業員（アルバイト等含む）は 1/3 以上参加させる 	<ul style="list-style-type: none"> 避難口、階段、通路等に避難の障害になる物品存置等の禁止 防火戸の機能保持 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙場所の指定 指定個所以外 禁煙 火気設備等使用禁止場所 厨房、給湯室以外の全箇所 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 防災センター 1 か所 各店舗等の任務分担は各事業所の消防計画で定める

(3) 防火管理に関する駅特有の状況

ア 防災センター、内勤室、運行指令所等との連携

防災センターが設置されている防火対象物では、火災等が発生した場合、通常、「防災センター」が中心となり火災の対応を行うことになる。

しかし、駅舎には、駅の中心として助役等が在籍する「内勤室」等があり、駅業務の統括や駅員に対する指示等を行っているほか、ホームに入線する列車の運行管理については、駅舎とは別の場所にある「運行指令所」がその役割を担っている。

このため、防災センター、内勤室、運行指令所が連携した防火管理業務、火災対応が行われているが、「各施設が離れて設置されていること」、「防災センターではなく内勤室が中心となり火災対応等を実施していること」等は、他の防火対象物にはない状況である。

イ 避難誘導等に慣れた駅員（制服職員）の存在

駅は、利用者を円滑に輸送することを目的としているため、駅員は毎日のラッシュアワーや、事故でダイヤが乱れた場合の運行業務等で、利用者の乗降や乗り換えを迅速かつ安全に行うことの訓練と経験を積んでいると言える。

また、利用者側の心理としても、これらのノウハウを持つ制服職員（駅員）に対しては誘導等に関する信頼感を持っているものと思われ、このことは駅利用者に対して実施したアンケート調査結果からも確認された。

これらの内容も、他の防火対象物では見られない状況であるが、この点は、防火管理上の（火災発生時等での）「駅の強み」だと考えられる。

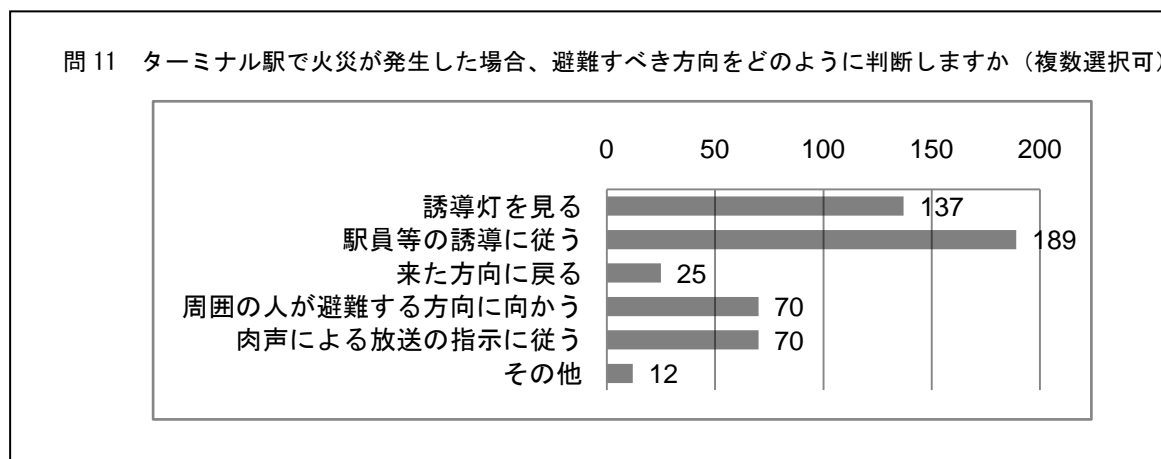


図 3-10 駅利用者に対して実施したアンケート調査結果（問 11 を抜粋）

2 消防用設備等のハード対策の状況

(1) ターミナル駅

主なターミナル駅に設置されている消防用設備等の状況は表 3-11 のとおりである。

法令に基づき各消防用設備等が設置されているほか、法令上必要がない消防用設備等についても、防火安全性の向上のため自主的に設置されているものがある。

表 3-11 主なターミナル駅の消防用設備等の設置状況

	J R 東日本 東京駅	J R 東日本 品川駅	J R 東日本 立川駅	東京メトロ 表参道駅	東京メトロ 池袋駅
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・大型消火器 ・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・不活性ガス消火設備 ・ハロゲン化物消火設備 ・粉末消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・大型消火器 ・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・不活性ガス消火設備 ・粉末消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備 ・ハロゲン化物消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備 ・ハロゲン化物消火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器 ・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備
警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備 ・放送設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備 ・放送設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備 ・放送設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 ・放送設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 ・放送設備
避難設備	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難器具 ・誘導灯 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯
消防活動上必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備 ・連結送水管 ・無線通信補助設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備 ・連結送水管 ・簡易自動消火装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備 ・連結送水管 ・非常コンセント設備 ・無線通信補助設備 ・簡易自動消火装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備 ・連結送水管 ・無線通信補助設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備 ・連結送水管 ・非常コンセント設備 ・無線通信補助設備 ・簡易自動消火装置

(2) 地上ターミナル駅

地上ターミナル駅（51駅）での主な消防用設備等の設置状況については次のとおりであり、用途ごとの設置状況については表 3-12 に整理した。

消火器、自動火災報知設備については、義務となる床面積が小さいため、ほぼ全ての駅に設置されている。

屋内消火栓設備については、耐火構造で内装を難燃材料とした場合、2,100 m²以上で義務となり、約 77%のターミナル駅に設置されている。延床面積が 2,000 m²を超える駅が約 7割であることから、ほぼ法令に従い設置されていると考えられる。

スプリンクラー設備及び放送設備は、大規模な特定用途防火対象物で義務となる設備であり、ターミナル駅では駅ビル等の商業施設が併設されていることにより、必要となっているケースがほとんどである。

誘導灯については、地階・無窓階以外では義務とならない(10)項のターミナル駅の約 86%に設置されている。高齢者や外国人など様々な利用者が存するターミナル駅の特性を考慮して、鉄道事業者が自主的に設置しているものと思われる。

表 3-12 地上ターミナル駅の主な消防用設備等の設置状況 (%)

	消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	自動火災報知設備	放送設備	誘導灯
(10)項	100.0	57.1	9.5	100.0	19.0	85.7
特定用途の複合(16)項イ	100.0	92.9	67.9	100.0	75.0	100.0
非特定用途の複合(16)項ロ	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
全体	100.0	76.5	41.2	98.0	49.0	94.1

3 違反指摘の状況

(1) 違反指摘の分類

ターミナル駅の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理等の実態から潜在的な課題を抽出するため、東京消防庁が保有する立入検査結果から実態把握を行った。ここで取り扱う違反指摘分類、具体的な指摘例は表 3-13 のとおりである。

表 3-13 違反指摘の分類

違反指摘分類		具体的指摘例
ソフト	防火管理者関係	防火管理者未選任 防火管理者選解任未届
	消防計画関係	消防計画未作成、消防計画未届
	訓練関係	自衛消防訓練未実施 自衛消防訓練回数不足
	共同防火管理関係	共同防火管理協議事項未決定 共同防火管理協議事項一部未決定
	防火対象物点検報告関係	防火対象物点検未実施、 防火対象物点検未報告
	防災物品関係	カーテン、じゅうたん等防災対象物品 防災性能なし
	避難施設関係	階段・廊下等物件存置による避難障害 障害物による防火戸、防火シャッター閉鎖障害
	その他	喫煙管理等の防火管理業務不適 自主検査未実施
消防用設備等点検報告		消防用設備等点検未実施、 消防用設備等点検未報告
ハード	消防用設備等設置維持	自動火災報知設備の感知器未警戒 スプリンクラー設備のヘッド未警戒 誘導灯不点灯
	建築物	防火戸機能不良（自動閉鎖装置撤去等） 配管、電気配線等の防火区画貫通部処理不適
	火気設備	可燃物との離隔距離不足 フード、グリスフィルター等の清掃不良
	電気設備	変電設備等設置室の不燃区画不適 （配管、電気配線貫通部等の処理不適）
その他		少量危険物貯蔵取扱未届等

(2) 立入検査による違反指摘状況

ア ターミナル駅等の違反指摘

立入検査の実施件数や実施時期は、防火対象物により異なるため、1998年から2009年の間に実施された主なターミナル駅の立入検査における違反指摘の状況を表3-14にまとめた。なお、データの集計にあたっては、建物の管理権原者の責任に関する違反とテナントの管理権原者の責任に関する違反を合算している。

表3-14 ターミナル駅等の違反指摘割合 単位%

	ソフト			ハード				
	防火管理	消防用設備等 点検報告	計	消防用設備等 設置維持	建築物	火気設備	電気設備	計
A駅	82.7		82.7	17.2				17.2
B駅	71.0		71.0	12.9	6.5	6.5		25.9
C駅	59.2	3.7	62.9	25.9	3.7	7.4		37.0
D駅	43.7	1.8	45.5	36.9	12.2	2.5	1.6	53.2
E駅	55.7		55.7	24.1		13.0	7.4	44.5

ターミナル駅（A駅～E駅）については、ハード面よりもソフト面の違反指摘の割合が高い傾向を読み取ることができる。

ソフト面の違反指摘に着目すると、防火管理者の未選任、消防計画未作成、訓練未実施等が関係する「防火管理に関する違反指摘」が多くを占めている。また、ハード面の違反指摘に着目すると、「消防用設備等の設置維持に関する違反指摘」が他の分類と比較し割合が高くなっている。

イ A駅の過去5年間の違反指摘

具体的な違反指摘状況として、A駅の最近5年間（2005年～2009年）の違反指摘状況を表3-15に整理した。

毎年、何らかの違反が指摘されており、全体として「防火管理に関する指摘」、「消防用設備等に関する指摘」が多いことが読み取れる。また、個別の項目としては、毎年、「避難施設の避難障害に関する指摘」、「スプリンクラー設備に関する指摘」がされている。

なお、2005年の防火管理関係の違反指摘件数が多いことについては、制度の改正に伴う指摘が含まれている可能性がある。

表 3-15 最近 5 年間の A 駅の違反指摘件数

分類	違反指摘	2005	2006	2007	2008	2009	合計
防火管理	運営不適・資格者配置不適	2	1	2	1		6
	運営不適・防災センター		1				1
	共同防火管理協議事項一部未決定			1			1
	教育不適・センター講習未受講		1				1
	教育不適・消防用設備等取扱		1				1
	教育不適・防火設備等取扱	2					2
	自衛消防訓練未実施		1		1		2
	自主検査内容不適	11					11
	自主検査内容不適・消防用設備等						0
	自主検査内容不適・避難防火施設		1	1			2
	自主検査未実施		1				1
	自主検査未実施・喫煙火気管理	1					1
	自主検査未実施・消防用設備等	1					1
	消火訓練未実施・特定用途						0
	消火訓練未実施・非特定用途	2					2
	消防用設備等維持管理不適					1	1
	避難訓練未実施・特定用途						0
	避難訓練未実施・非特定用途	2					2
	防災対象物品防災性能なし					2	2
	防災対象物品防災表示なし	1	1		1		3
	防火管理に係る消防計画内容不適	28	6	2			36
	防火管理に係る消防計画未作成	3	1				4
	防火管理業務不適・その他		2	2	3		7
	防火管理業務不適・喫煙火気管理		2		3		5
	防火管理業務不適・自衛消防等	1					1
	防火管理者選解任未届	2					2
防火管理者未選任	3	1		1		5	
防火対象物点検未実施				2		2	
防火対象物点検未報告	14			4		18	
防管未選任・再講習未修了						1	
合計		73	20	8	19	1	121
避難施設	避難施設火災予防支障・物件存置	1	1	1	3		6
	避難施設避難障害・施設取付				1		1
	避難施設避難障害・物件存置	2	2	4	5	2	15
	避難施設避難障害等	1			1		2
	防火設備閉鎖作動障害	1			1		2
	防火設備閉鎖作動障害・物件存置						0
合計		5	3	5	11	2	26
消防用設備等	スプリンクラー設備・その他指摘事項	2	1	1	12	2	18
	スプリンクラー設備一部未設置		3	5		2	10
	スプリンクラー設備機能不良・放水不適	2	8	1			11
	ハロゲン化物消火設備防護区画等構造不適		6	5			11
	屋内消火栓設備・その他指摘事項		1				1
	自動火災報知設備・その他指摘事項	2			2	1	5
	自動火災報知設備一部未設置	1	3	3		3	10
	自動火災報知設備機能停止		1				1
	消火器一部未設置					1	1
	消防用設備等・その他指摘事項		1				1
	点検未報告・スプリンクラー設備	1					1
	点検未報告・屋内消火栓設備	1					1
	点検未報告・自動火災報知設備	1					1
	点検未報告・消火器	1		1			2
	点検未報告・避難器具			1			1
	点検未報告・誘導灯	1		1			2
	不活性ガス消火設備区画等構造不適		5	2			7
	泡消火設備・その他指摘事項	1	1				2
	誘導灯・その他指摘事項	2					2
	誘導灯維持不適・不点灯	2		4	1	2	9
	誘導灯一部未設置				1		1
	誘導灯視認障害	1					1
	誘導灯未設置			3			3
合計		18	30	27	16	11	102
建築関係	建築物・その他の指摘事項	1					1
	避難施設・その他指摘事項				1		1
	避難施設構造不適	1					1
	防火区画・その他指摘事項				1	1	2
	防火区画構造不適	10	7		1	2	20
防火区画防火戸機能不良						0	
合計		12	7	0	3	3	25
火気設備	火気使用設備等・その他指摘事項	1			3	1	5
	火気使用設備等管理不適	2			2		4
	火気使用設備等構造不適						0
	電気設備・その他指摘事項	1	1		2		4
合計		4	1	0	7	1	13
その他	政令対象物・その他指摘事項	1				1	2
小危等	少危・その他指摘事項	2	1				3
総計		115	63	40	57	18	293
	立入検査日数	9	4	4	6	1	24